

質 問 回 答

2014 年 6 月 9 日

「2014 年度案件別事後評価パッケージ -6(ケニア、タンザニア、ザンビア)
 (公示日:2014 年 5 月 28 日 / 番号:140380) について、業務指示書に関する質問と回答は以下のとおりです。

通番 号	当該頁項目	質問	回答
1	別添、【事後評価業務 における排除者条項】	業務内容の实质は中間レビュー(評価)ですが、契約上、 評価対象案件の事業効果促進のために専門家として派 遣された個人・法人は調達から排除されますか。	【事後評価業務における排除者条項】の例外として 扱われる法人・個人は、 機構との契約件名が「中間レビュー 調査」又は「終 了時評価調査」の場合のみです。 件名が上記と異なる場合(事業効果促進等)、実際 の業務内容に対象事業の中間レビュー等評価に類 似する業務を含む場合であっても、 評価以外の他業務も含まれると判断されますので、 例外とはなりません。
2	p.6 第 9 (1) 評価対 象とする業務従事者の 担当分野、(2) 評価対 象とする業務従事者の 予定人月数) p.19 第 3 業務実施上 の条件 「3. 業務量の 目途」「4. 業務従事者 の構成」	なお、評価対象者数、評価対象者 MM、全体 MM 等の考え方を次頁に整理しました。	

以 上

2014年度案件別事後評価：パッケージ（1～12）

	対象国	対象案件数	業務従事者数 (予定)	評価対象者数	全体M/M	評価対象予定M/M	評価対象者数、評価対象者M/M、全体M/Mの考え方
1	中国	9	4	3	15.69	8.93	<p>左記「業務従事者数（予定）」欄記載の数字を上回る人数の従事者の提案を認めます。 ただし、その場合、 評価対象者数は左記「評価対象者数」欄記載の数のみとします。 評価対象者のM/M総計は、左記「評価対象予定M/M」欄記載の数字以上とします。 これに反した提案は、プロポーザル評価の際に減点の対象となる場合があります。</p>
2	モルディブ	1	2	1	4.99	3.04	
	スリランカ	2					
3	チュニジア	2	2	1	7.25	3.15	
	エジプト	1					
	レバノン	1					
5	ミャンマー	1	1	1	4.95	2.55	
	モンゴル	1					
6	ケニア	1	2	1	6.30	3.20	
	タンザニア	2					
	ザンビア	1					
7	中米カリブ	1	2	2	7.65	4.75	
	ホンジュラス	1					
8	セネガル	2	1	1	3.96	2.17	
9	ベトナム	1	1	1	4.07	2.37	
	ミャンマー	1					
10	PNG	1	2	1	4.97	2.07	
	ソロモン	1					
	中国	1					
11	ベトナム	4	2	2	7.64	5.84	
12	インドネシア	1	1	1	5.20	2.65	
	ベトナム	1					